

毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)

福 島 県 報

目 次

告 示

- 大規模小売店舗の新設の届出について意見があった件 五三
- 大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件 五三
- 公金の収納の事務を委託した件の一部を改正する件 五三
- 土地改良法により換地処分をした件 五四
- 過疎地域自立促進特別措置法により県が行う村道の改築工事の一部

公 告

- 平成二十二年福島県職員採用選考予備試験を実施する件 五四
- 肥料の検査の結果の概要を公表する件 五四
- 一般競争入札を行う件二件 五五
- 一般競争入札を行う件 五七
- 福島県選挙管理委員会
- 不在者投票のできる施設として指定した件 五七

告 示

福島県告示第六百五十七号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十二年十月二十九日から同年十一月二十九日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県相双地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び南相馬市経済部商工労働課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十二年十月二十九日

福島県知事 佐藤 雄平

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

ツルハドラッグ原町西店・セリア原町店 福島県南相馬市原町区国見町二丁目百十九番一ほか

二 法第八条第一項の規定により南相馬市から聴取した意見の概要
(商業まちづくり課) 意見なし。

福島県告示第六百五十八号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十二年十月二十九日から同年十一月二十九日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び郡山市商工観光部商工振興課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十二年十月二十九日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
トライアルマーケット喜久田店 福島県郡山市喜久田町堀之内字釜場西二番地九ほか
- 二 法第八条第一項の規定により郡山市から聴取した意見の概要
 - 1 防災・防犯対策への協力
郡山市では、平成二十年四月一日より「郡山市安全で安心なまちづくり条例」を施行しております。この条例は、市、市民、事業者、土地所有者等(土地又は建物その他工作物を所有し、又は管理するものをいいます。)がそれぞれの役割を担い、密接に連携しながら犯罪の防止に配慮した安全で安心なまちづくりをすすめることが基本となっており、なかでも事業者及び土地所有者等においては、この基本理念を御理解いただき、地域社会の一員として犯罪の防止に配慮した環境と必要な措置を講じるよう努め、市の防犯対策への御協力をお願いいたします。
 - 2 騒音の発生に係る事項
営業騒音及び駐車場騒音等の防止に努め、周辺環境の静穏保持についてなお一層の配慮をすること。
(騒音規制法)
 - 3 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮
廃棄物の排出を可能な限り抑制し、かつ適正なりサイクルを推進すること。
 - 4 廃棄物に係る事項等
分別徹底を図り、産業廃棄物と事業系一般廃棄物の適正処理をすること。特に事業系一般廃棄物に廃プラ等産業廃棄物として処理しなければならないものを含まないようにすること。
 - 5 その他
夜間照明により「光害」が生じないように、照明の位置及び角度等に十分配慮すること。
(商業まちづくり課)

福島県告示第六百五十九号

公金の収納の事務を委託した件（平成二十二年福島県告示第四百三十四号）の一部を次のように改正する。
 平成二十二年十月二十九日

福島県知事 佐藤 雄平
 一 中「農業改良資金助成法」を「農業経営に関する金融上の措置の改善のための農業改良資金助成法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第二十三号）第一条の規定による改正前の農業改良資金助成法」に改める。
 （農業経済課金融共済室）

福島県告示第六百六十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、平成二十二年十月二十日長坂地区の県営区画整理事業に係る換地処分をした。
 平成二十二年十月二十九日

福島県知事 佐藤 雄平
 （農地管理課）

福島県告示第六百六十一号

過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第十四条第一項の規定により県が行う村道の改築工事の一部を次のとおり完了した。
 平成二十二年十月二十九日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	工事の一部完了の区間	工事の種類	工事の一部完了の日
北山大塩線	耶麻郡北塩原村大字大塩字長峯下 一一四〇番一地从先から 同 郡同 村大字大塩字長峯下 一一四〇番九地先まで	道路改良	平成二十二年一〇月二二日

(道路計画課)

公 告

公告第三百六十二号

平成二十二年福島県職員採用選考予備試験を次のとおり実施します。

平成二十二年十月二十九日

福島県知事 佐藤 雄平

一 試験を実施する職種
獣医師

二 試験期日

平成二十二年十二月二日（木）

三 受験申込受付期間

平成二十二年十月二十九日（金）から同年十一月二十四日（水）まで

五 受付窓口及び問い合わせ先

福島県保健福祉部保健福祉総室保健福祉総務課（福島市杉妻町二番十六号 電話（〇二四）五二一七二一九）
 （人事課）

公告第三百六十三号

肥料取締法（昭和二十五年法律第七十七号）第三十条第七項の規定により、平成二十二年七月から同年九月までの間に収去した肥料の検査の結果の概要を次のとおり公表する。
 平成二十二年十月二十九日

平成22年7月分

(普通肥料)

福島県知事 佐藤 雄平

肥料の種類等	保証票添付者	肥料の名称	分析検査		検査の概要		備考
			項目	指摘事項	保証票の検査	その他の検査	
なたね油かす及びその粉末	天龍資材有限公司	ペレットなたね油粕	TN、TP、TK	—	—	—	
混合有機質肥料	ミスホューキ有限公司	混合有機質肥料デコム	TN、TP、ひ素、カドミウム	—	—	—	

注

1 分析検査の欄及びその他の検査の欄の記載は、検査対象荷口全体の肥料を代表し得るよう必要回数（ばらの場合には、必要部位数）を抽出し、混合した

肥料1点について検査した結果である。
 2 分析検査項目に係る指標事項は、分析値と規格・基準値又は表示値とを比較した結果である。

3 主成分の略号は次のとおりである。
 TN—窒素全量、TP—りん酸全量、TK—加里全量
 平成22年8月分
 (特殊肥料)

特殊肥料の指定名	生産業者、輸入業者又は販売業者	届 出 名 (及び商品名)	検査の結果						備考		
			TN (%)	TP (%)	TK (%)	TCu (mg/kg)	TZn (mg/kg)	TCaO (%)		C/N (%)	水分 (%)
たい肥	有限会社酒井養鶏場	堆積けいふん1号	0.9	2.7	1.9	36	188	9.2	1.3	49.5	

平成22年9月分
 (特殊肥料)

特殊肥料の指定名	生産業者、輸入業者又は販売業者	届 出 名 (及び商品名)	検査の結果						備考		
			TN (%)	TP (%)	TK (%)	TCu (mg/kg)	TZn (mg/kg)	TCaO (%)		C/N (%)	水分 (%)
たい肥	株式会社辰巳屋	ぼかし肥料宝有機	3.7	6.8	4.1	21	417	7.7	6	12.3	
たい肥	株式会社ジチケン	シチケンミックヌ有機	3.3	6.0	3.6	15	419	11.1	7	12.1	
たい肥	東西しらかわ農業協同組合	発酵鶏糞	3.7	3.8	2.7	11	290	12.5	6	26.1	

注 主成分の略号は次のとおりである。
 TN—窒素全量、TP—りん酸全量、TK—加里全量、TCu—銅全量、TZn—亜鉛全量、TCaO—石灰全量、C/N—炭素窒素比、水分—水分含有量

(鑑察録(ハムター))

公告第364号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条及び福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。)第274条の3第1項の規定により公告する。
 平成22年10月29日

福島県知事 佐藤 雄平

- 1 入札に付する事項
 - (1) 調達をする物品等の件名及び数量 高線量モニタリングポスト 6式
 - (2) 調達をする物品等の仕様等 仕様書による。
 - (3) 納入期限 平成23年3月31日(木)
 - (4) 納入場所 福島県原子力センター
- 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

 - (1) 福島県の物品購入(修繕) 競争入札参加資格者名簿に登録されている者又は開札時まで福島県の物品購入(修繕) 競争入札参加資格を取得している者であること。
 - (2) この公告の日から入札の日までの間に福島県から物品の買入れ又は修繕に係る指名停止を受けていないこと。
 - (3) この公告に示した仕様と合致した物品又はこれと同等の物品について納入実績があり、かつ、確実に納入できること。
 - (4) 当該物品に係る迅速な保守及び修理の体制が整備されていること。
- 3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の物品購入(修繕)一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(3)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成22年11月25日(金)午後5時15分までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号
 福島県出納局入札用度課
 電話024-521-7563
- 4 入札書の提出場所等
 - (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 3に掲げる場所に同じ。
 - (2) 入札説明会の日時及び場所 平成22年11月5日(金)午後2時 福島県出納局入札用度課
 - (3) 入札及び開札の日時及び場所 平成22年12月17日(金)午後1時30分 福島県出

納局入札用度課（郵便により入札する場合は、書留郵便により行うものとし、同月16日（木）午後5時15分までに必着のこと。）

5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

6 入札に参加を希望する者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に
関し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

7 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

8 その他

- (1) 契約の手續において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) その他 詳細は、入札説明書による。

9 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased : High-Dose Monitoring Post 6 set
- (2) Time - limit of tender (by hand) : 1 : 30 p.m., 17 December 2010
- (3) Time - limit of tender (by mail) : 5 : 15 p.m., 16 December 2010
- (4) Contact point for the notice : Bid Administration Division, Treasury Bureau, Fukushima Prefectural Government, 2 - 16 Sugisumacho, Fukushima - shi, Fukushima 960-8670 Japan Tel 024-521-7563

（入札用度課）

公告第365号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定職務の調達手続の特例を

定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第214条の3第1項の規定により公告する。

平成22年10月29日

福島県知事 佐藤 雄平

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の件名及び数量 子ども安心サポートカー 28台
- (2) 調達をする物品等の仕様等 仕様書による。
- (3) 納入期限 平成23年3月25日（金）
- (4) 納入場所 福島県警察本部警務部会計課装備センター

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 福島県の物品購入（修繕）競争入札参加資格者名簿に登録されている者又は開札時までに福島県の物品購入（修繕）競争入札参加資格を取得している者であること。
- (2) この公告の日から入札の日までの間に福島県から物品の買入れ又は修繕に係る指名停止を受けていないこと。
- (3) この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと同等の物品について納入実績があり、かつ、確実に納入できること。
- (4) 当該物品に係る迅速な保守及び修理の体制が整備されていること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(3)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成22年11月25日（金）午後5時15分までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号
福島県出納局入札用度課
電話024-521-7563

4 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 3に掲げる場所に同じ。
- (2) 入札説明会の日時及び場所 平成22年11月5日（金）午後4時30分 福島県出納局入札用度課
- (3) 入札及び開札の日時及び場所 平成22年12月17日（金）午前11時30分 福島県出納局入札用度課（郵便により入札する場合は、書留郵便により行うものとし、同月16日（木）午後5時15分までに必着のこと。）

5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれ

かに該当する場合には、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
 (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しな
 ければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合
 においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

6 入札に参加を希望する者に要求される事項
 この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に
 関し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならぬ。

7 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札説明書において示
 す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

8 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100
 分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、そ
 の端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に
 係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の
 105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札
 を行った者を落札者とする。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) その他 詳細は、入札説明書による。

9 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased : Child safety Support Car
 28

(2) Time - limit of tender (by hand) : 11 : 30 am., 17 December 2010

(3) Time - limit of tender (by mail) : 5 : 15 p.m., 16 December 2010

(4) Contact point for the notice : Bid Administration Division, Treasury Bureau,
 Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsunacho, Fukushima-shi,
 Fukushima 960-8670 Japan Tel 024-521-7563

(入札用度課)

福島県警察本部

福島県警察本部公告第62号

W T Oに基づき政府調達に関する協定の適用を受ける基幹系ネットワークシステム機
 器の賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は
 特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財
 務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項

の規定により公告する。

平成22年10月29日

福島県警察本部長 松 本 光 弘

1 入札に付する事項

(1) 借入物品の名称及び数量 基幹系ネットワークシステム機器（17拠点）一式
 （搬入、据付け、組立て、調整、機器保守等を含む。）

(2) 借入物品等の仕様等 仕様書による。

(3) 納入期間 平成23年3月1日から平成28年2月29日まで

(4) 納入場所 仕様書による。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必
 要な資格の確認を受けた者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しな
 い者であること。

(2) この公告の日から入札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置又は指名
 停止を受けていない者であること。

(3) 仕様書に定める仕様に合致した物品又はこれと類似する物品について、生産し、
 販売し、又は貸与した相当期間の実績を有する者であること。

(4) 当該物品を借入期間中確実に貸与できる者であること。

(5) 当該物品に係る保守、修理、部品供給等を借入期間中円滑に行い得る者であるこ
 と。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(3)に
 掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成22年11月29日（月）午後5時ま
 でに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けるこ
 と。

郵便番号960-8686 福島県福島市杉妻町2番16号

福島県警察本部警務部会計課入札係

電話024-522-2151

4 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 3に掲げる場所
 に同じ。

(2) 入札及び開札の日時及び場所 平成22年12月9日（木）午後1時30分 福島県庁
 本庁舎4階 福島県警察本部対策室（福島県福島市杉妻町2番16号）

(3) その他 郵便により入札する場合は、書留郵便により行うものとし、平成22年12
 月8日（水）午後5時までに3に掲げる場所に必着のこと。

5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札
 保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれ

かに該当する場合には、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しな
ければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合
においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

6 入札の無効
2の入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札説明書において示
す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

7 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100
分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、そ
の端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に
係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の
105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を
行った者を落札者とする。
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) その他 詳細は、入札説明書による。

8 Summary

- (1) Nature and quantity of the products for lease : Backbone network system
equipment (for 17 bases) complete set
- (2) Time - limit of tender (by hand) : 1 : 30 p.m., 9 December 2010
- (3) Time - limit of tender (by mail) : 5 : 00 p.m., 8 December 2010
- (4) Contact point for the notice : Accounting Division, Police Administration
Department, Fukushima Prefectural Police Headquarters, 2-16 Sugitsumacho,
Fukushima-shi, Fukushima 960-8686 Japan Tel 024-522-2151

(会 計 課)

福島県選挙管理委員会

福島県選挙管理委員会告示第八十四号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項又は第四項第二
号（農業委員会等に関する法律施行令（昭和二十六年政令第七十八号）第六条、漁業法
施行令（昭和二十五年政令第三十号）第九条若しくは第二十三条又は地方自治法施行令
（昭和二十二年政令第十六号）第六十六条、第九百十四条、第九百七条若しくは第九百八十四
条において準用する場合を含む。）に規定する不在者投票のできる施設として、平成二
十二年十月二十日次のとおり指定した。

平成二十二年十月二十九日

福島県選挙管理委員会

委員長 菊地俊彦

施設の名 称	施設の所 在 地
医療法人誠励会 介護老人保健施設 ひらたりハビリテーション・ケアセン ター	石川郡平田村大字上蓬田字清水内一八一 二